○国土交通省告示第千四十五号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十三条の十六第一号の規定による登録について、株式会社Ｓｏｃｉａｌ　Ｂｒｉｄｇｅから訂正の届出があったので、宅地建物取引業法施行規則の規定に基づく登録実務講習の登録をした件（平成二十四年国土交通省告示第七百八号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十四年九月二十五日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

「四　住所　大阪府大阪市中央区安土町二丁目二番一五号」を「四　住所　大阪府大阪市北区梅田一丁目一番三号　大阪駅前第三ビル十四階」に改める。

○国土交通省告示第千四十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十四年九月七日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年九月二十五日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5095号	第一種マスト灯（二重式）	ＮＢ－ＡＭ２	日本船燈株式会社	埼玉県吉川市大字高久555番地
第5096号	第一種舷灯（紅）（二重式）	ＮＢ－ＡＰ２	〃	〃
第5097号	第一種舷灯（緑）（二重式）	ＮＢ－ＡＳ２	〃	〃
第5098号	第一種船尾灯（二重式）	ＮＢ－ＡＴ２	〃	〃
第5099号	第一種白灯（二重式）	ＮＢ－ＡＷ２	〃	〃
第5100号	第一種紅灯（二重式）	ＮＢ－ＡＲ２	〃	〃
第5101号	第一種マスト灯	ＮＢ－ＡＭ１	〃	〃
第5102号	第一種舷灯（紅）	ＮＢ－ＡＰ１	〃	〃
第5103号	第一種舷灯（緑）	ＮＢ－ＡＳ１	〃	〃
第5104号	第一種船尾灯	ＮＢ－ＡＴ１	〃	〃
第5105号	第一種引き船灯	ＮＢ－ＡＹ１	〃	〃
第5106号	第一種白灯	ＮＢ－ＡＷ１	〃	〃
第5107号	第一種紅灯	ＮＢ－ＡＲ１	〃	〃
第5108号	第一種緑灯	ＮＢ－ＡＧ１	〃	〃
第5109号	操船信号灯	ＮＢ－ＭＬ１	〃	〃
第5110号	第一種紅色閃光灯	ＮＢ－ＡＦＲ	〃	〃
第5111号	第一種緑色閃光灯	ＮＢ－ＡＦＧ	〃	〃
第5112号	第二種紅色閃光灯	ＮＢ－ＢＦＲ	〃	〃
第5113号	第二種緑色閃光灯	ＮＢ－ＢＦＧ	〃	〃
第5114号	第二種マスト灯	ＪＢ－ＢＭ１	〃	〃
第5115号	第三種マスト灯	ＪＢ－ＣＭ１	〃	〃
第5116号	第二種舷灯（紅）	ＪＢ－ＢＰ１	〃	〃
第5117号	第二種舷灯（緑）	ＪＢ－ＢＳ１	〃	〃
第5118号	第一種両色灯	ＪＢ－ＡＢ１	〃	〃
第5119号	第二種船尾灯	ＪＢ－ＢＴ１	〃	〃
第5120号	第二種引き船灯	ＪＢ－ＢＹ１	〃	〃
第5121号	第二種白灯	ＪＢ－ＢＷ１	〃	〃
第5122号	第二種紅灯	ＪＢ－ＢＲ１	〃	〃
第5123号	第二種緑灯	ＪＢ－ＢＧ１	〃	〃
第5124号	かけまわし漁法灯	ＦＢ－ＤＫＴ	〃	〃
第5125号	きんちゃく網漁業灯	ＦＢ－ＤＰＳ	〃	〃
第5126号	白色底びき網漁業灯	ＦＢ－ＤＴＷ	〃	〃
第5127号	紅色底びき網漁業灯	ＦＢ－ＤＴＲ	〃	〃

○中部地方整備局告示第百七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十五日　　中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
高山市下岡本町三一二五番一から同市国府町全桶字下ノ段三八七番四まで	前	ＢＡ　八・五〇～一二・〇〇（メートル）	七六・〇〇～一四一・〇〇（メートル）	七・四一九（キロメートル）
	後	ＢＡ　八・五〇～一二・〇〇	七六・〇〇～一四一・〇〇	七・四一九 五・七五六

上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○中部地方整備局告示第百七十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十五日　　中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十一号	高山市冬頭町八一八番一から同市上切町一九五番一まで	中部地方整備局及び同局高山国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年九月二十五日

○中部地方整備局告示第百七十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十三年中部地方整備局告示第百二十六号の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月二十五日　　中部地方整備局長　梅山　和成

「ニ　恵那出張所　岐阜県恵那市長　島町久須見千三百十七番地　飛騨出張所　岐阜県高山市昭和町三丁目二番地十二」を

「ニ　東濃東出張所　岐阜県中津川市茄子川千百七十番地の九　飛騨出張所　岐阜県高山市赤保木町千百四番地」

ホ　飛騨出張所　岐阜県高山市昭和町三丁目二番地十二」に改める。

別表三項中

附　則

この告示は、平成二十四年八月二十七日から施行する。